

東京都北区公式ホームページ有料広告掲載取扱要綱

17北政広第335号

平成17年11月15日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区（以下「区」という。）がインターネット上に公開する東京都北区公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に公募の上、広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び掲載要件)

第2条 ホームページに掲載する広告は帯状のグラフィック広告（以下「広告」という。）とし、区民の生活に密着した公共性又は利便性を有するもので、広告及び広告から移動することができるリンク先のホームページは次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 行政広報としてのホームページの公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。

(2) 区民の生活に密着した利便性を有するものであること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年7月法律122号）に掲げる営業に該当しないものであること。

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るものでないこと。

(5) 公の秩序又は善良な風俗に反するものでないこと。

(6) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するなど、広告を掲載することが適当でないと思えたものが掲載する広告でないこと。

(7) 行政機関から指名停止等の行政処分を受けているものが掲載する広告でないこと。

(8) その他ホームページに掲載することが妥当であると認められるものであること。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、区が指定する場所とする。また、「東京都北区ホームページ運営要綱」（17北政広第196号平成17年8月4日区長決裁）第2条に規定する運営方針を妨げないものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、連続する掲載期間は最大12か月とする。

2 広告掲載期間中、区の都合によりホームページの閉鎖及び公開の停止をした場合、その時間に応じて、別表1に定めるところにより掲載期間を延長する。

(広告掲載の優先順位等)

第5条 掲載する広告の内容及び順位は次の各号の順序によるものとする。この場合において、同順位に複数のものがある場合には、掲載期間が長い広告を優先するものとする。

(1) 国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれに類するもの

(2) 私企業のうち、公共的性格を有するものと区が認めるもの

(3) 上記以外の私企業及び自営業等

2 前項の規定により順位を決定した後に、広告枠に空きが生じたときは、適宜順位を繰り上げるものとする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は次のとおりとする。

(1) 縦 30ピクセル

(2) 横 150ピクセル

(3) データサイズ 5キロバイト以内

(4) ファイル形式 Graphic Interchange Format (GIF 形式) とし、アニメーション効果のある GIF 形式のデータは対象外とする。

(広告の掲載料)

第7条 広告はページの下端部の1箇所に掲載することを1枠とし、広告の掲載料は、1枠につき、月額20,000円とする。ただし、掲載期間が次に掲げる場合においては、掲載料の総額から当該金額を減額する。

(1) 掲載期間が6か月以上11か月以下の場合は10,000円

(2) 掲載期間が12か月以上の場合は20,000円

(広告掲載希望者の募集)

第8条 区長は、ホームページ等により、ホームページへの広告の掲載を希望するもの(以下「広告掲載希望者」という。)を募集する。

2 募集枠数は、広告を掲載するホームページ1ページにつき、最大18枠とする。ただし、第4条の規定により、連続して広告を掲載している広告主がいる場合は、この限りではない。

(広告掲載の申し込み)

第9条 広告掲載希望者は、前条に規定する募集に応じようとするときは、東京都北区公式ホームページ広告掲載申請書(別記第1号様式)に別表2に定める書類及び第6条の定めによる掲載可能な磁気データ(以下「広告データ」という。)を添えて、区長に提出するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第10条 政策経営部長は前条の規定による申し込みがあったときは、第2条の規定に基づき掲載の要件を審査するものとする。

2 前項の審査に際し、政策経営部長は関係各課の意見を求めることができる。

3 審査の結果、掲載要件を備えていると認められるもので、第3条に規定する掲載位置並びに第5条に規定する掲載順位及び申請日が同じ広告が複数あり、募集する広告掲載枠数を超えたときは、掲載する広告を申し込みの先着順により決定する。

4 区長は、前項の規定にかかわらず、期限を定めて募集することができる。この場合において、募集する広告掲載枠数を超えたときは、抽選により決定する。

5 政策経営部長は前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を東京都北区ホームページ広告掲載決定通知(別記第2号様式)又は東京都北区ホームページ広告非掲載決定通知(別記第3号様式)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条第4項の規定により、広告の掲載決定通知を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、区長が指定する期日までに、広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、区長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

（広告の掲載開始）

第12条 第10条の規定により掲載が決定した広告は、区が広告掲載料の納付を確認した翌月の1日から掲載を開始する。

（広告掲載料の不還付）

第13条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により、広告の掲載ができない場合はこの限りではない。

（広告主の責任及び負担）

第14条 広告の内容及び広告データの作成経費は、広告主の責任及び負担とする。

（広告掲載の取り消し）

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）広告主が、広告掲載料を指定期限までに納付しなかったとき。
- （2）第2条の規定に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告主に対し、東京都北区ホームページ広告掲載決定取消通知（別記第4号様式）を送付するものとする。

（損害賠償）

第16条 区長は、前条の規定により掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

付 則（平成20年3月13日区長決裁19北政広第2016号）

この要綱は、平成20年3月13日から施行する。

付 則（平成21年1月21日区長決裁20北政広第2244号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 広告掲載申請その他の第10条第4項の規定による募集のための必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則（平成27年1月29日区長決裁26北政広第2692号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

（準備行為）

2 広告掲載申請その他の第10条第4項の規定による募集のための必要な準備行為は、この要

綱の施行前においても行うことができる。

付 則（平成30年2月27日区長決裁29北政広第2332号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 広告掲載申請その他の第10条第4項の規定による募集のための必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則（令和2年12月15日区長決裁2北政広第2166号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

（適用期日）

2 改正後の第7条の規定は、掲載期間の初日が令和3年6月1日以後の広告から適用する。

（準備行為）

3 広告掲載申請その他の第10条第4項の規定による募集のための必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表 1（第 4 条関係）

閉鎖した時間	延長する日数
1 時間以上 2 4 時間以内	1 日
2 4 時間を超えたとき	閉鎖した日数に 1 日を加えた日数

別表 2（第 9 条関係）

東京都北区ホームページ広告掲載申請書添付書類
1 広告を掲載する事業所の事業内容及び社歴等がわかるもの（会社案内パンフレット等）
2 資格、免許等を必要とする業種については、資格又は免許の写し、諸証明書の写し等の書類

第1号様式（第9条関係）

東京都北区公式ホームページ広告掲載申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

東京都北区公式ホームページ有料広告掲載取扱要綱に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1 広告主について

事業所名称	
代表者名	
所在地	〒
担当者氏名	
担当者連絡先	() -
FAX	() -
E-mail	@
リンク先 URL	http://

2 掲載を希望する広告について

別添のとおり（GIF形式 5.0KB以内 横150ピクセル×縦30ピクセル）

3 掲載期間

年 月 から 年 月 まで（ か月間）

4 添付資料

- (1) 広告を掲載する事業所の事業内容及び社歴等がわかるもの
- (2) 資格、免許を必要とする業種については、資格又は免許の写し、書証明書の写し等の書類